

独立行政法人日本学術振興会における先端研究助成  
基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項

〔平成 21 年 11 月 27 日〕  
理 事 長 裁 定  
改正 平成 22 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程（平成 21 年度規程第 26 号）第 5 条、独立行政法人日本学術振興会研究者海外派遣基金設置規程（平成 21 年度規程第 27 号）第 5 条に基づく先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第 2 条 先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
- (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

第 3 条 基金の運用に当たっては、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 47 条に規定する方法により行うものとする。

- 2 通則法第 47 条第 3 号における「金銭信託」とは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。
- 3 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。
- 4 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第 4 条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2 社以上において長期債務の評価が A 以上である金融機関とする。
- 3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第 5 条 通則法第 47 条第 1 号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2 社以上において長期債務の評価が A 以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

第8条 運用責任者は、理事長とする。

2 運用業務は審議役(基金担当)が行うものとし、この業務に係る事務は基金第一課長が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程(平成15年度規程第6号。以下「会計規程」という。)第5条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第6条に規定する出納主任が行う。

2 基金第一課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

第10条 出納主任及び基金第一課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。

(1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。

(2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、審議役(基金担当)は直ちに理事長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第12条 審議役(基金担当)は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。